

厚生労働大臣

田村 憲久 殿

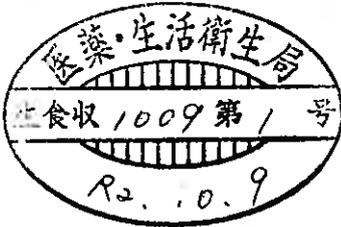
一般社団法人 日本乳業協会

会長 西尾 啓治



一般社団法人 日本乳容器・機器協会

会長 大林 保



牛乳等の容器包装に係る規制の見直しについて

平成 30 年 6 月に改正された食品衛生法により、食品用器具・容器包装についてポジティブリスト制度（以下「PL 制度」という。）が導入され、本年 6 月 1 日に施行されました。この PL 制度により、乳等を含むすべての食品の容器包装について、添加剤を含め安全性が評価された物質のみ使用可能となり、その安全性確保対策がより一層推し進められることとなりました。

一方、乳等の容器包装については、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」（昭和 26 年厚生省令第 52 号、以下「乳等省令」という。）により、個別に規格基準が規定されており、中でも牛乳等の容器包装の規格基準には、「内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂には、添加剤を使用してはならない。」とされています。この規定により、PL 制度が導入され、安全性確保対策が整備されたにもかかわらず、依然として一部の添加剤を除き、原則、添加剤の使用が認められていません。

さらに、乳等省令に規定された容器包装以外の容器包装を使用する場合、個別に厚生労働大臣の承認を得れば使用することが可能でありましたが、この規定についても削除されることとなっており、規格基準が改正されなければ、これまで他の食品で多くの使用実績があり、ポジティブリストに規定された添加剤であっても使用することができない状況が発生します。

現在、下記で示した問題があることに加え、衛生的な取扱いを可能にする、消費者の利便性を向上させる、並びに、環境負荷の低減を目指すといった観点からも、乳飲料や一般の清涼飲料水の容器包装に広く使用されている添加剤について、牛乳等の容器包装にも使用できるよう早急にご検討いただきたく要望致します。

なお、使用する添加剤については、ポジティブリストに規定されており、乳飲料や一般の清涼飲料水の容器包装等に長年使用されている汎用性の高い添加剤を想定しており、業界としても自主基準として明確化することとしている旨申し添えます。

記

1. 牛乳等の容器包装の抱える具体的問題点

乳飲料や一般の清涼飲料水であれば、カップ飲料、ボトル型飲料、ワンステップ型口栓（内蓋のないタイプのキャップ付き注ぎ口）付き紙パック飲料などの容器包装を設計できる一方、牛乳等の容器包装では添加剤が厳しく制限されているために、容器包装の設計が制約されています。

一例を挙げると、開けやすさに配慮したユニバーサルデザインのワンステップ型口栓を使用することが出来ません。清涼飲料などの他の容器で使用されているタイプの口栓を、添加剤を使用せずに製造した場合には、非常に堅く開封し難く、また開封し易くすると飲料が漏れるため実用になりません。このため、現状では、PE製の内蓋を付けた容器を使用していますが、この場合、消費者の使い勝手が悪いという問題のみならず、注ぎ口に手指が触れるという衛生上の懸念もあります。

2. 問題が解決した場合の利点

添加剤を使用することによって合成樹脂の安定性が向上し、牛乳等の容器包装の品質が高まります。上記の例では、ワンステップ型口栓（内蓋のないタイプのキャップ付き注ぎ口）を使用することにより、注ぎ口に手指が触れず、より衛生的に取り扱える他、合成樹脂の使用量が減り、環境負荷の低減にもつながります。

合成樹脂についてPL制度の導入により、より安全性が確保される仕組みができたところであり、牛乳等の合成樹脂製及び合成樹脂加工紙製の容器包装及びその組合せ容器包装にも乳飲料や清涼飲料水の容器包装に使用されている添加剤が使用できるよう、早期にご検討のほど宜しくお願い申し上げます。

以上